



長門市下水道課からのお知らせ

平成 28 年 10 月使用分から 下水道使用料金が変わります

市では、市町合併以来の懸案事項であった、旧長門市と旧大津郡 3 町の下水道使用料金の統一へ向けて、平成 28 年 10 月使用分から第 3 段階目の料金改定を行います。このたびの改定では、超過料金 (21 m³以上) が引き上げとなりますが、今後も徹底した経費削減や適切な維持管理に努め、下水道事業の経営改善を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

ここが変わります！下水道使用料金

1. 今まで旧市町別に異なっていた下水道使用料金を、全地区で統一します
2. 超過料金 (21 m³以上) を引き上げます

●新料金の適用について

- ▶偶数月に検針を行う地区は…
平成 28 年 10 月から 11 月の使用分 (平成 28 年 12 月の検針分) から新料金になります
対象地区：通・仙崎・日置・油谷地区
- ▶奇数月に検針を行う地区は…
平成 28 年 11 月から 12 月の使用分 (平成 29 年 1 月の検針分) から新料金になります
対象地区：東深川・西深川・深川湯本・渋木・真木・俵山・三隅地区

《新旧下水道使用料金表 (2 ヶ月分)》

変更部分は、表中の太枠の部分です。 単位：円 (税抜)

区 分		新料金	旧料金			
			長門・三隅	日置	油谷	
一般汚水	基本料金 (2 ヶ月あたり)	0 ~ 20 m ³	2,600	2,600		
	超過料金 (1 m ³ あたり)	21 ~ 40 m ³	135	125	125	130
		41 ~ 100 m ³	140	125	130	130
		101 ~ 200 m ³	145	125	135	130
		201 ~ 1,000 m ³	150	125	140	130
		1,001 m ³ ~	150	130	140	130
温泉汚水	基本料金 (2 ヶ月あたり)	0 ~ 20 m ³	2,600	2,600		
	超過料金 (1 m ³ あたり)	21 ~ 40 m ³	55	50		

《今回の料金改定の基本方針》

- ▶同じ下水道サービスを受ける中で、各地区別で異なる使用料を統一する。
- ▶使用水量が多くなるのに応じて、1 m³あたりの使用料単価を上昇させる「逓増従量料金体系」を確立する。
- ▶汚水処理に係る費用には、大きく分けて 2 つの区分があります。維持管理費 (汚水を処理したり、汚水管や処理場等を維持管理するための費用) と資本費 (下水道建設に係る費用) です。その財源については使用料収入により賄われる必要があります。しかしながら、実際はすべてを賄えておらず、不足分については一般会計からの繰入金によって補填されているため、市の財政を圧迫している状況となっています。今回の改定により、自主財源である料金収入で維持管理費を賄える状況に近づけることで、一般会計繰入金を縮減でき、下水道事業経営が改善されます。

《今後の取り組みについて》

下水道事業の経営は、人口の減少による使用料収入の減少や、下水道施設の老朽化に伴う施設の改築・更新・維持管理費用の増加など、厳しい経営環境となっています。

下水道施設の大量更新時代を迎える中、今後は施設の維持管理や更新に多額の費用を要することが見込まれます。今回の改定後の料金は、県下の中でも低い料金水準となっていますが、引き続き安定したサービスを行うために、今後使用料の改定もやむを得ない状況にあります。

平成 28 年度からは、官公庁会計の単式簿記から企業会計の複式簿記への移行を行い、財政状態および経営成績を把握することが可能となり、より細かな経営分析を行えるようになりました。

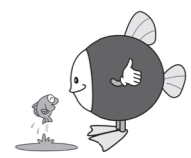
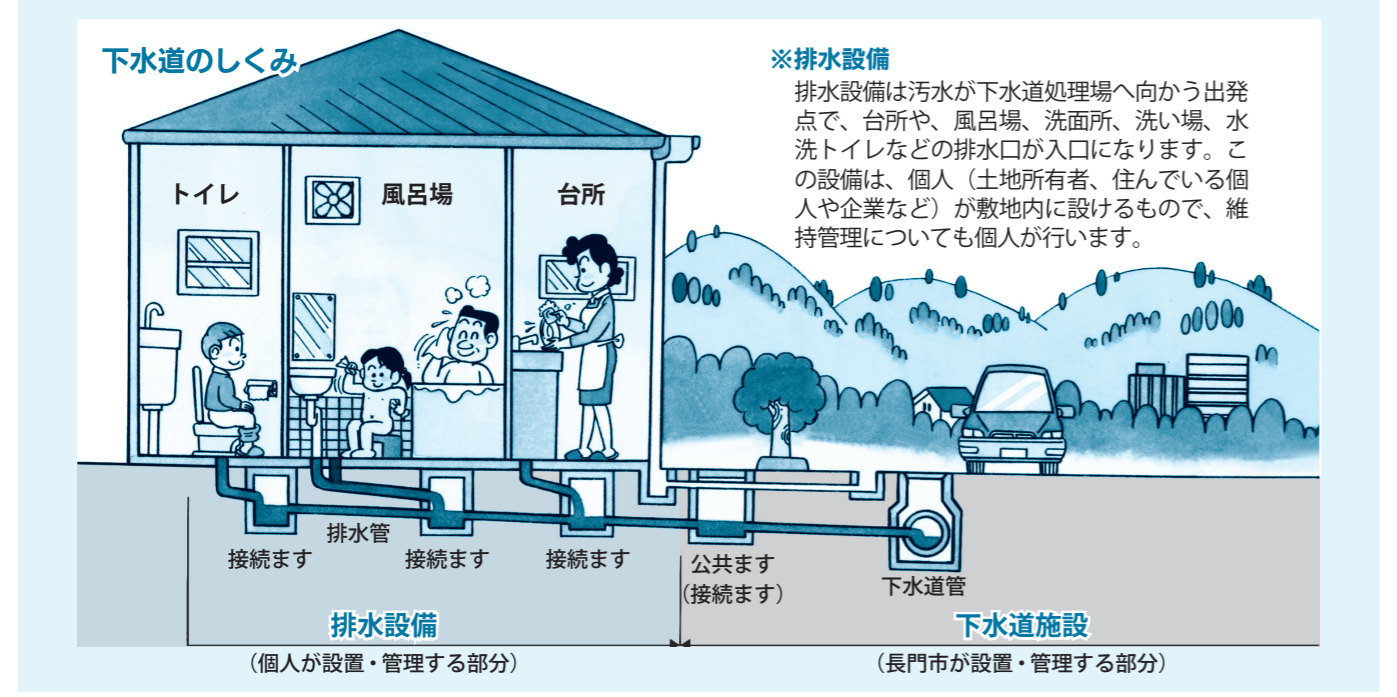
今後は、中長期的な計画を策定し、民間委託の推進、処理区の統廃合などによる効率的な事業の見直しにより経費の削減を行い、健全かつ安定した運営に取り組んでいきます。

《9月 10 日は下水道の日》

汚れた水は、下水道管を通過して下水処理場に運ばれ、きれいな水に生まれ変わります。快適な生活環境を確保するために大きな役割を担っている下水道。普段はあまり目に触れる機会が少ない下水道ですが、わたしたちの快適な生活を支える下水道について一緒に考えてみましょう。

- 下水道に接続すると
 - ・くみ取りトイレを水洗トイレにすると、悪臭がなくなります
 - ・水路や道路の側溝に汚れた水が流れなくなるため、蚊やハエなどの害虫の発生源をなくすることができます

- ・汚れた水がそのまま川や海に流れなくなるので川や海がきれいになり、自然環境を守ります
- 排水設備が詰まる事故が多発中！
正しい使い方で、大切に使いましょう
 - ▶排水設備が詰まる原因
 - ①台所で野菜クズや残飯、天ぷら油などを流す
 - ②トイレで水に溶けないティッシュペーパーや紙おむつを流す
 - ③排水管の近くに木を植えると、排水管の小さな隙間から木の根が進入する
 - ▶排水設備が詰まった場合には、排水設備指定工事店へ連絡してください。排水設備指定工事店一覧は市ホームページに掲載しています



《新旧下水道使用料金の比較表（一般汚水・2ヵ月分）

単位：円（税込）

	新料金	長門・三隅	差額	日置	差額	油谷	差額
0～20 m ³ まで	2,808	2,808	0	2,808	0	2,808	0
21 m ³	2,953	2,943	10	2,943	10	2,948	5
22 m ³	3,099	3,078	21	3,078	21	3,088	11
23 m ³	3,245	3,213	32	3,213	32	3,229	16
24 m ³	3,391	3,348	43	3,348	43	3,369	22
25 m ³	3,537	3,483	54	3,483	54	3,510	27
26 m ³	3,682	3,618	64	3,618	64	3,650	32
27 m ³	3,828	3,753	75	3,753	75	3,790	38
28 m ³	3,974	3,888	86	3,888	86	3,931	43
29 m ³	4,120	4,023	97	4,023	97	4,071	49
30 m ³	4,266	4,158	108	4,158	108	4,212	54
35 m ³	4,995	4,833	162	4,833	162	4,914	81
40 m ³	5,724	5,508	216	5,508	216	5,616	108
45 m ³	6,480	6,183	297	6,210	270	6,318	162
50 m ³	7,236	6,858	378	6,912	324	7,020	216
55 m ³	7,992	7,533	459	7,614	378	7,722	270
60 m ³	8,748	8,208	540	8,316	432	8,424	324
65 m ³	9,504	8,883	621	9,018	486	9,126	378
70 m ³	10,260	9,558	702	9,720	540	9,828	432
75 m ³	11,016	10,233	783	10,422	594	10,530	486
80 m ³	11,772	10,908	864	11,124	648	11,232	540
85 m ³	12,528	11,583	945	11,826	702	11,934	594
90 m ³	13,284	12,258	1,026	12,528	756	12,636	648
95 m ³	14,040	12,933	1,107	13,230	810	13,338	702
100 m ³	14,796	13,608	1,188	13,932	864	14,040	756

《下水道使用料金の計算例》

使用水量が37 m³（長門市の1世帯当たりの平均使用水量）の場合
（基本水量20 m³ + 超過水量17 m³）

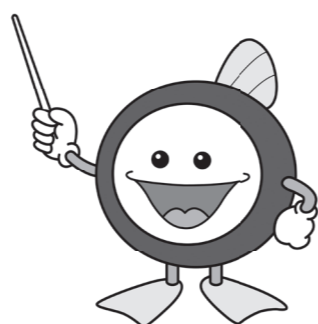
※計算式 = [基本料金 + (超過料金 × 超過水量)] × 消費税（8%）

基本料金（0～20 m³） 2,600円

超過水量（21～37 m³） 135円 × 17 m³ = 2,295円

合計 4,895円

⇒ 4,895円 × 1.08（消費税） = 5,286円（1円未満切り捨て）



井戸水など（水道水以外の水）を使用している人へ

井戸水などを使用している家庭では、世帯人数をもとに下記算定方法により認定水量を算出し、下水道使用料金を計算します。次の場合は必ず届出が必要です。下水道課または各支所・各出張所にて届出をしてください。

●井戸水等を使用する世帯人数に変更があった場合

就学、就職、入院、入所などによる長期不在（おおむね1ヵ月以上）および転入、転出、転居などの異動による世帯人数の変更が生じた場合

【注意】住民票の異動の有無を問いません

●転入・転居などの異動のため、井戸水などの使用を新たに始めるまたはやめる場合

●新たに井戸水などを使用し始めた場合

●水道水のみを使用していたが、新たに井戸水などを使用する場合

●水道水と井戸水などを使用していたが、井戸水などの使用をやめ水道水のみを使用する場合

●水道水と井戸水などを使用していたが、水道水の使用をやめ井戸水などのみを使用する場合

※下水道を使用していない家庭、水道水のみで使用で井戸水などの使用がない家庭は届出不要です

一般家庭における下水道使用水量算定方法

下水道使用料金は、使用水量によって算定されます。

●使用水量の算定方法

①水道水のみを使用した場合

⇒水道の使用水量（水道メーターの検針水量）を使用水量とします。

②井戸水など、水道水以外の水のみを使用した場合

⇒一般家庭については使用人数に応じて認定した水量（認定水量）を使用水量とします。

認定水量については、下記の表のとおり算出します。

使用人数（人）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
（m ³ / 2ヵ月）	14	28	42	52	62	72	82	92	102	112

③水道水と井戸水などを併せて使用した場合

⇒水道使用水量（水道メーターの検針水量）または井戸水などの認定水量のどちらか多い水量を使用水量とします。

《上水道と井戸水等を併せて使用した場合の汚水の量算出例》

井戸水等使用者が2人で水道使用量が20 m³の場合

認定水量 28 m³ > 上水道使用量 20 m³

よって下水道使用料の対象となる使用水量は28 m³となります



下水道使用料金の支払方法

使用料金は2ヵ月ごとに納付書もしくは口座振替にて納入してください。

納入期限は検針した月の翌月10日となります。ただし、口座振替の人は検針した月の26日（土日祝日の場合は翌営業日）に指定していただいた口座から引き落としとなります。

■下水道使用料金改定に関する問い合わせ 下水道課管理係 TEL 23-1190